

新旧対照表

○ 行政不服審査手続に関する規則

改正後	改正前
(公示) 第27条 法第51条第3項の規定による公示は、千葉県 <u>警察のホームページ</u> に掲載するとともに、 <u>公安委員会</u> の掲示場に掲示して行うものとする。	(公示) 第27条 法第51条第3項の規定による公示は、千葉県 <u>警察本部</u> の掲示場に掲示し、 <u>かつ、千葉県報に登載</u> して行うものとする。